

■別紙－1

「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2022年度版)」との適用一覧

凡例	○ 取扱基準として扱うもの
	◎ 取扱基準に追記があるもの
	● 滋賀県内取扱基準によるもの

建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例	適用判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
<b>第1章 基準総則</b>		
<b>1-1 用語の定義(第2条)</b>		
(1)建築物の定義		
屋根及び柱・壁を有する工作物に類する構造	○	
海水浴場の休憩所等	○	
テント工作物	○	
車両を利用した工作物	○	
コンテナ	○	
係留船(係留型の海洋建築物)	○	
機械式自動車車庫	○	
開閉できる屋根を持つ工作物	○	
跨線橋、プラットホームの上家その他これらに類する施設	○	
貯蔵槽その他これらに類する施設	○	
小規模な倉庫	○	
一の建築物	◎	1-4-01 別棟の取扱い
(2)特殊建築物		
集会場	◎	1-4-05 集会場等の取扱い
多目的利用体育館	○	
ホテル、旅館	○	
長屋、共同住宅	◎	1-1-04 長屋について
戸建型グループホーム	○	
児童福祉施設等	◎	3-1-03 集会場等の取扱い
幼保連携型認定こども園	○	
予備校	○	
スポーツの練習場	◎	3-1-04 スポーツ練習場の取扱い
ナイトクラブ	○	
ダンスホール	○	
カラオケルーム	○	
(3)居室		
居室、執務等その他これらに類する目的のために継続的に使用する室	○	
(4)延焼のおそれのある部分		
建築物相互をつなぐ開放の渡り廊下と建築物の関係	●	3-1-01 耐火建築物、準耐火建築物の付属部分の取扱い
(5)建築物等		
改築	○	
大規模の修繕、大規模の模様替	○	
(6)工事施工者		
工事の請負人	○	
<b>1-2 適用の除外(第3条)</b>		
工事の着手	○	
<b>1-3 確認申請等(第6条、第7条の6)</b>		
(1)確認申請		
メニュープラン方式の住宅供給の場合のプラン確定前後の確認手続き	○	
軽微な変更	○	
(2)建築物の使用制限		
仮使用認定(検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限)	◎	1-4-08 仮使用認定申請に係る手続きについて
<b>1-4 仮設建築物(第85条)</b>		
工事現場に設ける仮設建築物	○	
公益上必要な用途に供する応急仮設建築物	○	
仮設興行場等	○	
<b>1-5 用途変更(法第87条)</b>		
用途変更	○	
<b>1-6 工作物(第88条)</b>		
ヘリコプターの屋上緊急離着陸場等	○	
建築物と一体的な広告塔	○	

■別紙－1

「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2022年度版)」との適用一覧

凡例	○ 取扱基準として扱うもの
	◎ 取扱基準に追記があるもの
	● 滋賀県内取扱基準によるもの

建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例	適用判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
<b>1-7 面積の算定(第92条)</b>		
(1) 建築面積		
建築面積の基本的な算定方法	◎	1-2-01 建築面積の算定について
外壁面が垂直でない建築物	○	
吹きさらしのベランダ、バルコニー、廊下	○	
自走式自動車車庫	○	
(2) 床面積		
床面積の基本的算定方法	○	
ピロティ	○	
ポーチ	○	
公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物	○	
吹きさらしの廊下	◎	1-2-03 床面積の算定について(吹きさらしの廊下、ベランダ、バルコニーの取扱い)
ベランダ、バルコニー	◎	1-2-03 床面積の算定について(吹きさらしの廊下、ベランダ、バルコニーの取扱い)
住宅用エアコン室外機を設置した吹きさらしの廊下、ベランダ及びバルコニー部分	○	
屋内階段	○	
屋外階段	◎	1-2-04 床面積の算定について(屋外階段の取扱い)
屋外階段が接する開放廊下部分	○	
エレベーターシャフト、パイプシャフト等	○	
給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット部分	○	
出窓	○	
機械式自動車車庫、機械式自転車車庫	○	
体育館等のギャラリー等	○	
エキスパンションジョイント	○	
壁その他の区画の中心線	○	
<b>1-8 高さ及び階数の算定(第92条)</b>		
(1) 高さ		
地階	○	
高さに算入しない屋上部分	◎	1-3-01 高さの算定について
太陽光発電設備等	○	
屋上突出物	○	
軒の高さ	○	
(2) 階数		
階数に算入しない屋上部分	○	
小屋裏物置等	◎	1-4-06 小屋裏物置等を利用するための階数の取扱い
ラック式倉庫(立体自動倉庫)、多層式倉庫	●	3-1-05 特殊な形式の倉庫の取扱い
(3) 地盤面		
地盤面	○	
3mを超える場合の地盤面	○	
<b>1-9 その他(第22条、第28条)</b>		
22条区域の屋根の構造の適用除外を受ける物置、納屋その他これらに類する建築物	○	
居室の採光	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
こんろその他火を使用する設備等	○	
<b>第2章 集団規定</b>		
<b>2-1 接道長さ(第43条)</b>		
敷地の接道長さ	○	
敷地と道路に高低差がある場合	◎	2-1-02 接道について
2項道路の終端部の接道長さ	○	

■別紙－1

「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2022年度版)」との適用一覧

凡例	○ 取扱基準として扱うもの
	◎ 取扱基準に追記があるもの
	● 滋賀県内取扱基準によるもの

建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例	適用判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
<b>2-2 用途規制(第48条)</b>		
(1)住宅		
ソーホー(SOHO)	○	
ファミリーホーム	○	
グループホームのサテライト型住宅	○	
居住者専用のスパ施設やコンビニエンスストア等の共用施設を複合する共同住宅	○	
生計困難者向けの無料低額宿泊所等	○	
がん終末患者等を看取る施設	○	
(2)日用品販売店舗等		
調剤薬局	○	
特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売を行う施設	○	
新聞販売所	○	
インターネットカフェ、まんが喫茶	○	
(3)サービス店舗		
福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を行う施設	○	
カイロプラクティック、足裏マッサージ等を営む施設	○	
まつ毛エクステ専門店	○	
ネイルサロン	○	
コインランドリー	○	
歯科技工所	○	
(4)学習塾等		
学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	○	
スポーツ幼稚園	○	
疫病予防施設(メディカルフィットネス)	○	
(5)アトリエ・工房		
陶磁器の製造・作品展示施設	○	
(6)学校等		
近隣住民を対象とした公民館、集会所	○	
こども食堂	○	
認定こども園	○	
プリスクール	○	
フリースクール	○	
日本語学校(日本語教育機関)	○	
(7)神社・寺院等		
納骨堂(納骨施設)	○	
(8)老人ホーム等		
小規模保育事業等の用に供する施設等	○	
病児保育事業の用に供する施設	○	
こども送迎ステーション(送迎保育ステーション)	○	
小規模多機能型居宅介護施設	○	
介護予防センター	○	
障害者支援施設	○	
盲導犬訓練施設	○	
(9)診療所・病院		
介護老人保健施設	○	
人工透析センター	○	
医療保護施設	○	
がん相談支援センター	○	
(10)公益上必要な建築物		
防災備蓄庫等	○	
(11)老人福祉センター等		
老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの	○	
高齢者向けふれあいサロン	○	
就労移行・継続・定着支援事業の用に供する施設	○	
居宅介護・重度訪問介護又はこれに相当するサービスの事業を行う施設	○	
視聴覚障害者情報提供施設	○	

■別紙－1

「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2022年度版)」との適用一覧

凡例	○ 取扱基準として扱うもの
	◎ 取扱基準に追記があるもの
	● 滋賀県内取扱基準によるもの

建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例	適用判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
地域活動支援センター	○	
地域包括支援センター	○	
(12)物販店舗等商業施設		
携帯電話販売店	○	
スポーツ振興くじ及び宝くじ売り場の用に供する施設	○	
レストランウェディング施設	○	
中古自動車オークション会場	○	
大規模複合アミューズメント施設(風営法適用外)	○	
eスポーツ施設	○	
シアターボックス	○	
レンタルスペース	○	
シミュレーションゴルフ&バー	○	
音楽練習スタジオ	○	
葬祭場、セレモニーホール	○	
戸建型の家族葬(葬儀)施設	○	
スーパ-銭湯	○	
(13)事務所		
インターネット通販販売など兼用住宅の非住宅部分	○	
自社事務所内の展示ルーム等	○	
住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所	○	
時間貸しオフィス(ビジネスレンタルスペース)	○	
中古車自動車買取専門店	○	
(14)工場等		
工場等において制限を受ける原動機等	○	
工場における作業場	○	
植物工場などの農作物栽培施設	○	
義肢装具(補装具)の製作所	○	
細胞培養加工施設	○	
仕出し屋、学校の給食センター	○	
宅配を主とする弁当屋	○	
エンバ-ミング施設	○	
ガソリンスタンド併設小規模自動車工場	●	2-2-06 ガソリンスタンド併設小規模自動車工場の取扱い
物流センター、物流拠点施設	○	
倉庫業を営む倉庫	○	
屋上の自動車車庫	○	
(15)ホテル・旅館		
ホテル・旅館のフロント代替設備を有する建築物	○	
簡易宿所の共同玄関帳場	○	
ウイークリーマンション	○	
サービスアパートメント	○	
会社の寮、保養所	○	
(16)動物関連施設		
動物病院、犬猫診療所、ペット美容室	○	
ペットの通信販売業(ネットショッピング等)を営む施設	○	
ペットの繁殖・飼育施設	○	
ペット用品販売店	○	
ペットカフェ	○	
全天候型の屋内ドッグラン	○	
老犬・老猫ホーム	○	
<b>2-3 用途上可分・不可分</b>		
用途上可分・不可分の関係にある2以上の建築物	◎	1-4-07 建築物の用途上不可分の取扱い
<b>2-4 容積率(第52条)</b>		
容積率を算定する場合の前面道路	○	
特定道路から敷地が接する前面道路の部分までの延長距離の測定方法	○	
住宅及び老人ホーム等の地階に係る容積率不算入	○	
共同住宅の共用の廊下・階段の容積率不算入	○	
共同住宅の共用部分等に係る複合建築物の容積率不算入	○	

■別紙－1

「建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例(2022年度版)」との適用一覧

凡例	○ 取扱基準として扱うもの
	◎ 取扱基準に追記があるもの
	● 滋賀県内取扱基準によるもの

建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例	適用判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
<b>2-5 建築物の敷地面積(第53条の2)</b>		
所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用できる範囲	○	
<b>2-6 外壁後退(第54条)</b>		
外壁後退の対象	◎	2-3-03 外壁面の後退について
外壁後退の緩和に係る長さの測り方	○	
<b>2-7 高さ制限(第56条)</b>		
行止り道路	○	
屈折道路	○	
T字型道路	○	
幅員が一定でない道路	○	
道路と敷地の間に他の敷地がある場合	●	2-3-05 道路と敷地の間に他の敷地がある場合について
建築設備等がある場合の後退距離	◎	2-3-07 道路斜線制限の後退距離の取扱い
2以上の異なる水面等が連続して接する場合の高さ制限等の取扱い	◎	2-3-04 道路の幅員と建築物の高さについて 2-3-10 北側斜線の取扱いについて
敷地と道路に高低差がある場合の後退距離	○	
敷地に地盤面が複数ある場合	○	
斜線制限に関する屋上部分の適用関係	○	
廊下・バルコニー等のパイプ手すり	○	
<b>2-8 天空率(第56条第7項)</b>		
特殊敷地における適合建築物	○	
入隅敷地等の区域の設定	○	
出隅敷地における区域の設定	○	
隅切り	○	
前面道路が2以上ある場合の区域区分	○	
一の道路の取扱い	○	
算定位置1	○	
算定位置2	○	
高低差がある場合	○	
天空率の算定対象となる建築物の範囲	○	
安全率	○	
<b>2-9 日影規制(第56条の2)</b>		
平均地表面	○	
測定線の設定方法	○	
建築物の敷地と道路、河川等を隔てて接続する土地との間に高低差がある場合の日影規制の緩和の取扱い	○	

■別紙－2

「防火避難規定の解説2025」との適用一覧

- |    |                 |
|----|-----------------|
| 凡例 | ○ 取扱基準として扱うもの   |
|    | ◎ 取扱基準に追記があるもの  |
|    | ● 滋賀県内取扱基準によるもの |

防火避難規定の解説2025	適用判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
<b>【法第2条】用語の定義</b>		
1. 居室		
1) サウナ室及び住宅の台所に関する防火避難規定上の非居室扱い	○	
2. 延焼のおそれのある部分		
1) 建築物相互間の取扱い	○	
2) 附属建築物の取扱い	●	1-1-02 延焼のおそれのある部分の取扱い
3) 線路敷及び公共水路・緑道等の取扱い	○	
4) 地階における延焼のおそれのある部分の取扱い	○	
3. 耐火構造【令第107条】		
1) 最上階から数える階数のとり方(耐火性能)	○	
2) 吹抜き等があり、部分的に階数が異なる場合(耐火性能)	○	
3) 耐火建築物の屋根に設けるトプライトの取扱い	○	
4) 耐火建築物の屋上に設ける修景のための置き屋根の構造	○	
5) 耐火パネルを支持する下地の構造(外壁)	○	
6) 斜材(筋かい)の耐火被覆の取扱い	○	
7) 1階の車寄せなどに設ける大規模なひさしの耐火被覆	●	3-1-01 耐火建築物、準耐火建築物の付属部分の取扱い
8) 高層部と低層部があり、部分的に階数が異なる場合(耐火性能)	○	
9) 耐火構造の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の取扱い	○	
10) 耐火構造の屋根の例示仕様について	○	
11) 耐火性能に関する技術基準について	○	
12) メゾネット型共同住宅内の階段の構造	○	
13) 包含関係にある構造方法及び建築材料	○	
4. 準耐火構造【令第107条の2】		
1) 準耐火構造の性能基準について	○	
5. 防火構造【令第108条】		
1) 屋内側防火被覆の取扱い	○	
6. 【令第108条の4】		
1) 耐火性能検証法	○	
7. 防火設備【令第109条】		
1) 防火設備とみなす袖壁・塀等	○	
8. 準耐火建築物【令第109条の3】		
1) 耐火構造の外壁を支持する部材の構造(口準耐1)	○	
2) 外壁及び床を不燃材料又は準不燃材料とする範囲(口準耐2)	○	
3) 屋根を不燃材料で造り又はふく構造(口準耐2)	○	
<b>【法第27条】耐火建築物等</b>		
9. 耐火建築物等としなければならない特殊建築物【令第115条の3】		
1) 3階建の建築物の3階部分に小規模な売店を有する場合	○	
2) 法第27条の対象となる3階建の共同住宅の取扱い	○	
3) 法第27条の対象となる3階建の診療所の取扱い	○	
<b>【法第34条】昇降機</b>		
10. 非常用の昇降機【令第129条の13の2、3】		
1) 非常用の昇降機の設置免除	○	
2) 設置免除に係る床面積の合計及び階数の取扱い	○	
3) 設置免除に係る法第2条第九号の二口に規定する防火設備の取扱い	○	
4) 非常用の昇降機の停止階の取扱い	○	
5) 乗降ロビーと屋内との連絡の免除	○	
6) 乗降ロビーの出入口に設ける戸の開閉方向	○	
7) 乗降ロビーと特別避難階段の付室を兼用した場合の必要床面積	○	
<b>【法第35条】避難施設</b>		
11. 窓その他の開口部を有しない居室等【令第116条の2】		
1) 法第35条の適用を受ける無窓の居室の範囲	○	
2) 令第116条の2第1項第二号の開口部としての出入口の戸の取扱い	○	
12. 適用の範囲【令第117条】		

1) 令第117条第2項第一号の区画を建築設備等が貫通する場合	○	
2) ツインビル等の避難規定上の取扱い	○	
13. 廊下の幅【令第119条】		
1) 両側に居室がある廊下	○	
2) 学校のクラブハウスの廊下の幅	○	
14. 直通階段の設置【令第120条】		
1) 直通階段の要件	○	
2) 特別避難階段までの歩行距離	○	
3) 歩行距離の緩和における内装不燃化の範囲	○	
4) メゾネット型共同住宅の住戸の直通階段までの歩行距離	○	
15. 2以上の直通階段を設ける場合【令第121条】		
1) 大規模店舗(床面積の合計が1,500㎡を超えるもの)の取扱い	○	
2) 避難上有効なバルコニー等の構造	◎	3-2-04 避難上有効なバルコニー等の構造について 3-2-21 避難上有効なバルコニー等の構造における「バルコニーは十分外気に開放されていること」について
3) ホテル・旅館等の宿泊室及び寄宿舎の寝室の範囲	○	
4) 令第121条第1項第六号イのかっこ書における用途の取扱い	○	
5) 令第121条第3項に規定する通常の歩行経路	○	
6) 階段の踊場を経由する場合の2方向避難の取扱い	○	
16. 避難階段の設置【令第122条】		
1) 避難階段及び特別避難階段の設置免除	○	
2) 地上階と地階の双方に通ずる避難階段及び特別避難階段の取扱い	○	
3) 屋上広場の設置	○	
17. 避難階段及び特別避難階段の構造【令第123条】		
1) 屋内避難階段等の階段室内に設ける昇降機の出入口	○	
2) 屋外避難階段とエレベーターの出入口との関係	○	
3) 屋外避難階段の直上・直下にある開口部の取扱い	○	
4) 屋外避難階段から2m未満の距離に設けるはめごろし戸の取扱い	○	
5) 特別避難階段のバルコニー又は付室の床面積	○	
18. 共同住宅の住戸の床面積の算定等【令第123条の2】		
1) メゾネット型共同住宅の住戸の出入口	○	
19. 物品販売業を営む店舗における避難階段等の幅【令第124条】		
1) 避難階段等の幅及び避難階段等に通ずる出入口の幅の合計の取扱い	○	
2) 2つの避難階段の踊場が重複する場合の取扱い	○	
20. 屋外への出口【令第125条】		
1) 大規模店舗で避難階段が複数ある場合の屋外への出口の幅	○	
21. 屋外への出口等の施錠装置の構造等【令第125条の2】		
1) 屋外への出口等に設ける電気錠の取扱い	○	
22. 屋上広場等【令第126条】		
1) 階段の踊場等における手すりの設置	●	3-2-08 バルコニー等の手すりの取扱い
2) 屋上広場の面積の取扱い	●	3-2-09 屋上広場の取扱い
<b>【法第35条】排煙設備</b>		
23. 排煙設備の設置【令第126条の2】		
1) 令第126条の2第1項本文の解釈	○	
24. 排煙設備の適用除外部分【令第126条の2】		
1) 令第126条の2第1項ただし書第二号(学校等)	○	
2) 令第126条の2第1項ただし書第三号(階段等)	○	
3) 令第126条の2第1項ただし書第四号(機械製作工場等)	○	
4) その他(風除室、刑務所等)	○	
25. 防煙区画【令第126条の2、3】		
1) 令第126条の2第1項ただし書第三号(階段等)の部分との区画	○	
2) 吹抜きのある場合の取扱い	○	
3) 個々に間仕切りされた室を同一防煙区画とみなす場合の取扱い	○	
4) 防煙区画間の仕様①	●	3-2-13 防煙区画の取扱い
4) 防煙区画間の仕様②	●	3-2-15 機械排煙について
4) 防煙区画間の仕様③	○	
4) 防煙区画間の仕様④	○	
26. 防煙壁【令第126条の2、3】		
1) 防煙垂れ壁に使用するガラスの取扱い	●	3-2-11 排煙の有効なとり方等について
2) 可動防煙垂れ壁の取扱い	○	
27. 自然排煙口及び手動開放装置【令第126条の2、3】		
1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い①	○	

1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い②	○	
1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い③	○	
1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い④	●	3-2-11 排煙の有効なとり方等について
1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い⑤	◎	3-2-11 排煙の有効なとり方等について
1) 排煙上有効な開口部(自然排煙口)の取扱い⑥	●	3-2-11 排煙の有効なとり方等について
2) 手動開放装置の取扱い①	○	
2) 手動開放装置の取扱い②	○	
2) 手動開放装置の取扱い③	●	3-2-15 機械排煙について
2) 手動開放装置の取扱い④	○	
28. 排煙告示【令第126条の2、3】		
1) 平12建告第1436号の第三号の天井の高さのとり方	○	
2) 平12建告第1436号の第四号イの適用の範囲(住宅等)	○	
3) 平12建告第1436号の第四号ホの適用の範囲(車庫等)	○	
4) 平12建告第1436号の第四号へ及びトの適用の範囲	○	
<b>【法第35条】非常用の照明装置</b>		
29. 非常用の照明装置の設置を要する部分【令第126条の4】		
1) 公衆浴場等の浴室・脱衣室の取扱い	○	
2) 居室の一部が避難経路を兼ねる場合の取扱い	○	
3) 学校等における非常用の照明装置の設置	○	
4) ホテル等の宿泊室に設ける非常用の照明装置の取扱い	○	
5) 地下駐車場、大規模な倉庫における非常用の照明装置の設置	○	
30. 非常用の照明装置の設置不要部分【令第126条の4】		
1) 開放廊下・開放階段の取扱い	●	3-2-10 開放廊下等の取扱い
2) 物品販売業を営む店舗の店内通路の取扱い	○	
3) 小規模な店舗兼用住宅の取扱い	○	
31. 非常用の照明装置告示【令第126条の4】		
1) 歩行距離が30mを超える大部屋の取扱い	○	
2) 歩行距離が30mを超える工場の取扱い	○	
<b>【法第35条】非常用の進入口</b>		
32. 非常用の進入口の設置【令第126条の6、7】		
1) 非常用の進入口又は代替進入口を設置すべき外壁面	○	
2) 共同住宅に設ける代替進入口の特例	○	
3) 屋窓・ドーマー等の開口部に係る代替進入口	○	
33. 非常用の進入口の配置及び構造【令第126条の6、7】		
1) 非常用の進入口又は代替進入口の配置①	○	
1) 非常用の進入口又は代替進入口の配置②	○	
1) 非常用の進入口又は代替進入口の配置(解説)	●	3-2-17 非常用の進入口に代わる窓の設置について
2) 代替進入口の「進入を妨げる構造」の取扱い①	○	
2) 代替進入口の「進入を妨げる構造」の取扱い②	○	
2) 代替進入口の「進入を妨げる構造」の取扱い③	●	3-2-17 非常用の進入口に代わる窓の設置について
<b>【法第35条】敷地内の通路</b>		
34. 敷地内の通路【令第128条】		
1) 敷地内の通路の取扱い①	○	
1) 敷地内の通路の取扱い②	●	3-2-18 避難用の通路等について
<b>避難上の安全検証法</b>		
35. 避難上の安全の検証【令第128条の7、令第129条、第129条の2】		
1) 用語等の取扱い	○	
2) 階ごとの検証範囲	○	
3) 全館煙降下時間(B1)	○	
<b>【法第35条の2】内装制限</b>		
36. 特殊建築物等の内装【令第128条の4、第128条の5】		
1) 調理室等とその他の部分とが一体である室の内装制限	○	
2) 電磁誘導加熱式調理器等の内装制限	○	
3) 内装制限における柱・はり等の取扱い	○	
4) 共同住宅の集会室等及び複合用途建築物内の住戸部分の内装制限	○	
<b>【法第36条】階段</b>		
37. 階段【令第23条】		
1) 屋外階段と屋外避難階段の取扱い	●	3-2-02 屋外階段の取扱い
2) 階段室型共同住宅における階段の幅の取扱い	○	
3) メゾネット型共同住宅の住戸からの直通階段の幅	○	
4) 屋外階段の幅及び蹴上げ・踏面の寸法等の取扱い	○	
5) 大規模店舗における階段の幅等の取扱い	○	
6) 階段の有効幅員について	●	3-2-01 階段の取扱い
<b>【法第36条】防火区画</b>		
38. 面積区画【令第112条】		
1) 大規模なひさしを有する倉庫・工場等の取扱い	○	
2) 用途上やむを得ない場合の取扱い	○	
39. 縦穴区画【令第112条】		

1) 自主的に特定主要構造部を耐火構造等とした建築物の取扱い	○	
2) 小規模な廊下・通路等と一体となった階段室の取扱い	○	
3) 自走式立体駐車場の車路部分の取扱い	○	
4) 避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜きの範囲	○	
5) 店舗等3階建て兼用住宅の竪穴区画	○	
6) 昇降路の壁等を有しないエレベーターの竪穴区画の取扱い	○	
<b>40. 異種用途区画【令第112条】</b>		
1) 店舗等付共同住宅における異種用途区画の取扱い	○	
2) 物品販売業を営む店舗と飲食店舗との異種用途区画の取扱い	○	
<b>41. 常時閉鎖式防火戸【令第112条】</b>		
1) パイプスペース等における点検・検針用の戸の取扱い	○	
2) はめごろし戸を常時閉鎖式防火戸とみなす取扱い	○	
<b>42. 防火区画【令第112条】</b>		
1) 防火区画を構成する床・壁の範囲	○	
<b>【法第36条】界壁等</b>		
<b>43. 長屋又は共同住宅の各戸の界壁【令第114条】</b>		
1) 界壁の範囲及び構造	●	3-1-09 界壁、主要間仕切壁の取扱い
<b>44. 学校、病院等における防火上主要な間仕切壁【令第114条】</b>		
1) 防火上主要な間仕切壁	●	3-1-09 界壁、主要間仕切壁の取扱い
2) 間仕切壁を準耐火構造としない場合の「避難上有効なバルコニー」について	◎	3-2-21 避難上有効なバルコニー等の構造における「バルコニーは十分外気に開放されていること」について
<b>【法第61条】準防火地域内の建築物</b>		
<b>45. 地階を除く階数が3である建築物の技術的基準【令第136条の2】</b>		
1) 木造3階建における0.2㎡以内の換気窓の設置位置	○	
<b>【法第84条の2】簡易な構造の建築物に対する制限の緩和</b>		
<b>46. 簡易な構造の建築物【令第136条の9、令第136条の10】</b>		
1) 簡易な構造の建築物の指定について	○	
2) 簡易な構造の建築物の基準について	○	

■別紙－3

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集(意匠関係)」との適用一覧

凡例	○ 取扱基準として扱うもの
	◎ 取扱基準に追記があるもの
	● 滋賀県内取扱基準によるもの

近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集(意匠関係)	適用判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
<b>1 意匠関係の取扱い</b>		
<b>1-1 床面積等</b>		
01 エアコン等の室外機を設置した開放廊下、バルコニーの床面積	○	
02 飾り柱等がある場合のバルコニーの床面積	○	
03 吹きさらしの廊下等の床面積	◎	床面積の算定について(吹きさらしの廊下、ベランダ、バルコニーの取扱い)
04 共同住宅の共用廊下の容積率不算入	○	
05 エレベーターの乗降ロビーに防雨スクリーン等を設けた場合の床面積	○	
06 バルコニー下等に設ける機械式駐車場の床面積	○	
07 車庫等の床面積	○	
08 ポーチ部分の面積が通常出入りに必要な大きさを超える場合	○	
<b>1-2 建築面積</b>		
09 建築面積の基本的算定方法	○	
10 開放廊下・バルコニー等の建築面積	○	
11 屋外階段の建築面積	○	
12 出窓の建築面積	◎	1-2-01 出窓の建築面積について
13 高い開放性を有する建築物の建築面積	○	
<b>1-3 採光</b>		
14 バルコニーに面する居室	○	
15 開口部の上部がセットバック・オーバーハングしている場合	○	
16 敷地内に2棟ある場合及びドライエリアからの採光	○	
17 天窓の採光	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
18 半透明のひさし等	○	
19 開口部の中心の取り方	○	
20 出窓	○	
21 2室の共通採光	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
22 縁側等に面する場合の採光補正係数	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
23 吹抜きを介した採光	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
24 屋外階段に面した居室の採光	○	
25 ドア、シャッター等の採光	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
<b>1-4 軒の高さ</b>		
26 軒の高さの算定(形状・構造別)	○	
<b>1-5 その他</b>		
27 有料道路のトールゲート上屋等	○	
28 地下ピットを有する機械式自動車車庫の高さ	○	
29 小規模な鋼製の置型倉庫(物置)	○	
30 住宅等における納戸等	○	
31 法第6条第1項の建築物の解釈	○	
32 増築に該当しない項目	○	
33 屋根の修繕の取扱い	○	

■別紙－3

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集(意匠関係)」との適用一覧

凡例	○ 取扱基準として扱うもの
	◎ 取扱基準に追記があるもの
	● 滋賀県内取扱基準によるもの

近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集(意匠関係)	適用判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
34 延焼のおそれのある部分の自動車車庫等部分の開放部	○	
35 里道・水路等の空地による緩和	◎	1-4-04 有効採光の取扱い
36 可分不可分	○	
37 プラットホーム上に設ける旅客のための待合室	○	
38 プラットホーム上に設ける小規模な売店	○	
39 第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅	○	
40 法第53条第3項第1号の取扱いについて	○	
41 平成24年9月20日施行の「容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法の合理化」の取扱いに関するQ&A	○	

■別紙－4

「近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集(構造・建築設備関係)」との適用一覧

- |    |                 |
|----|-----------------|
| 凡例 | ○ 取扱基準として扱うもの   |
|    | ◎ 取扱基準に追記があるもの  |
|    | ● 滋賀県内取扱基準によるもの |

近畿建築行政会議 建築基準法 共通取扱い集(構造・建築設備関係)	適用判断	滋賀県内建築基準法取扱基準
<b>2 構造関係の取扱い</b>		
<b>2-1 構造計算</b>		
01 特殊な構造方法(令第80条の2第1号)を併用する建築物のルート1の範囲	○	
02 特殊な構造方法(令第80条の2第2号)を併用する建築物のルート1の範囲	○	
03 既存建築物の増築等における構造計算規定の適用	○	
04 地表面粗度区分及び基準風速 $V_0$	◎	4-2-05「地表面粗度区分の取扱い」補足事項あり
05 鉛直震度による検討を要する突出部分の長さの取扱い	○	
06 クレーン荷重の留意点	○	
<b>2-2 木造</b>		
07 木造軸組構法の建築物における仕口金物の耐力の加算	○	
08 存在壁量に算入できる耐力壁の仕様	◎	4-1-03「木造建築物の壁量の取扱い」補足事項あり
09 小屋裏物置等を設置した場合の取扱い	◎	4-1-05「小屋裏利用物置を設置した場合について」補足事項あり
<b>2-3 鉄筋コンクリート造</b>		
10 鉄筋コンクリート造の柱の小径の2倍以内の距離	○	
11 設計基準強度の数値以上の強度発現が材齢28日を超えるコンクリートの取扱い	○	
<b>2-4 基礎構造</b>		
12 スウェーデン式サウンディング試験の結果から求める地盤の許容応力度	○	
<b>3 建築設備関係の取扱い</b>		
<b>3-1 換気設備</b>		
01 排気フードを有する排気筒に換気扇を設ける場合の有効換気量	○	
<b>3-2 排煙設備</b>		
02 防煙壁の構造	○	
03 複数の室の防煙区画	◎	3-2-13「防煙区画の取扱い」補足事項あり
04 天井等の形態が一樣でない場合の排煙上有効な範囲	◎	3-2-11「排煙の有効なとり方等について」補足事項あり
05 突き出し窓の有効開口面積の算定方法	○	
06 平成12年建設省告示第1436号第1号、第2号及び第3号の同時適用	○	
07 排煙方式が異なる異種排煙の区画	○	
08 令第126条の2第2項の取扱い	○	
<b>3-3 配管設備</b>		
09 給水管等が防火区画を構成する床・壁と一体となっている柱・はりを通る場合の取扱い	○	
<b>3-4 防火設備</b>		
10 小荷物昇降機の昇降路の出し入れ口の戸	○	
<b>3-5 昇降機</b>		
11 法第87条の4に基づく昇降機の確認申請	◎	5-1-04「昇降機関係の取扱い」 5-1-05「既存昇降機改修工事の取扱いについて」補足事項あり
12 物流施設、倉庫等の荷捌き場等で荷役設備として使用される荷物専用リフター	○	
13 建築基準法における昇降機に該当しない工場、作業場等の垂直搬送機	○	
14 法第86条の7第1項による増築又は改築を行う場合の既存エレベーターに遡及適用される規定	○	